

【貧困と差別】

生活保護受給者はなぜ増えたのか

－新たな階級の形成と拡大－

大倉 祐二

1. 生活保護バッシングと釜ヶ崎

近年、生活保護に関する報道が盛んである。「生活保護世帯が過去最多」「稼働能力を有する者を含む『その他世帯』の増加」、「不正受給」の報道である¹⁾。そして受給者にインタビューが行われると、釜ヶ崎に居住する受給者が取材される。たとえば2011年10月12日付けの読売新聞の記事「『受給者のままでいい』生活保護4か月連続200万人」は大阪市西成区の生活保護が多数に上ることを指摘した上で、釜ヶ崎に居住する30代の受給者2人にインタビューしている。

1人目は仕事をしていない期間が数年に及び、生活保護を受けて3ヶ月が経つ。生活保護を受け始めた頃は後ろめたい気持ちを抱き、求職活動に励んでいたが、採用に至ることはなく止める。「仕事しなくても金が入っちゃう。やる気なくしますね」。保護費は「ガールズバーやキャバクラに出入りし、2、3日でなくなることもある」。2人目は生活保護を受けて4年になるが、その期間、仕事に就いたことはない。「うつ病と診断され、生活保護を受けたが、初めて保護費を受け取る時は『恥ずかしかった』。だが就職活動は、100件近く応募して面接に至るのが10件ほど。ある工場に採用が決まった時も、1日7時間の労働が『厳しすぎる』と辞退した。／医師からは『じきに完治する』と言われているが、『まじめに働いても、月10万円ちょっとでは……』と働く気が起きない。ハローワークにも行かず、スロットマシンで遊ぶ日々。『プロになるまで、生活保護のお世話になろうかな』。悪びれることなく言った」。

両者共、生活保護を受けた当初は恥ずかしい思いを抱き求職活動に励んでいたが、現在では就労意欲を喪失し、酒やギャンブルに溺れていると記述している。記事は働かずとも生活費を支給する生活保護制度が就労意欲の低下やモラルに反した生活を招いていると主張しているかのようである。

受給者に直接、アプローチした報道の場合、その生活はこのように否定的

に把握され、その原因は生活保護制度だとされる。しかし生活保護パッシングとも呼ぶべき近年の報道は受給者の姿を誤って捉えている。というのも、受給者の生活や意識のあり様は社会関係から理解されていないからである。釜ヶ崎（あるいは釜ヶ崎のある大阪市西成区）の生活保護の多さを指摘するに止まり、なぜ釜ヶ崎に生活保護が多いのか、その要因を踏まえた上で生活や意識は述べないのである。

周知のように雇い止め・派遣切り問題の際、多数の労働者は仕事と同時に住まいを失い野宿を余儀なくされた。行政機関はホームレス問題の新たな局面に臨み、対応策として生活保護を活用した。これを受けて釜ヶ崎では、多数のホームレスが保護されるに至ったのである。ところで、生活保護パッシングについて批判的に論じた論考は少なくないが、そのほとんどは規範的でないしは制度論として論じたものである²⁾。ホームレス問題の過程に生活保護の増加や生活保護パッシングを捉え、実態面から批判的に論じたものはない。

本稿ではホームレス問題の過程を踏まえ、なぜ生活保護が増えたのかを明らかにし、その上で受給者の生活と意識のあり様がいかなるものかについて考察する。その際、大阪に焦点を当て、(旧来型の)ホームレスの給源地域である釜ヶ崎から問題の過程を見ることにする。

まず、ホームレスの析出のあり様が変化してきたことを明らかにする。ホームレスは90年代半ば頃から都市部を中心に急増し、00年代の後半になるとそれまでとは異なる属性のホームレスが析出されるようになる。つぎに雇い止め・派遣切り問題の際、生活保護がその対応策として用いられたことを確認する。そして最後に、生活保護を受給する元ホームレスの生活と意識のあり様について考察する。

2. 就労の機会を喪失した釜ヶ崎の労働者

ホームレス問題が顕在化した90年代、ホームレスとは主に寄せ場（大阪では釜ヶ崎）の元日雇労働者であった。しかし00年代後半、寄せ場の日雇労働者とは異なる労働者層から析出されたホームレス（以下、若年ホームレス）の存在が明らかになる。そこで90年代に釜ヶ崎の日雇労働者がいかにホームレス化したのかを確認し、その上で若年ホームレスがいかなる構造的変容の下で析出されるようになったのかを考察する。

まず、釜ヶ崎の日雇労働者のホームレス化について確認する。釜ヶ崎は寄せ場であり、寄せ場とは日雇労働市場が具体的に展開する地域である³⁾。求職したその日に就労し、賃金が得られる⁴⁾寄せ場は従来、失業の受け皿であ

り、誰に対しても開かれた雇用のセーフティーネットであった⁵⁾。

しかし釜ヶ崎を經由した日雇への就労は不安定である。釜ヶ崎では求人数よりも求職者数の方が多く、常に期せずして誰かが失業する。失業すると収入はない。不就労が続くことで、簡易宿泊所などに寝泊まりする釜ヶ崎の日雇労働者は宿泊先を失い、野宿を余儀なくされるのである⁶⁾。

釜ヶ崎の日雇労働者は就労と失業を繰り返す過程で、野宿を余儀なくされる。ただし、かつてのそれは不安定な就労の狭間に生じる一時的な野宿であった。しかし90年代半ば、そのあり様に変化が生じる。つまり、野宿が長期化するのである⁷⁾。野宿が長期間に及ぶようになった理由は、釜ヶ崎の日雇労働者層に就労の機会を喪失した者が生み出されたからである。その要因はつぎのように考えられる。第一に、釜ヶ崎の労働者の就労先であった建設労働現場で新たな生産方式が導入された。90年代には建設現場で「多能工」の採用が進展したと言われており、建設生産のあり様が変わったと考えられる。第二に、求人方法が釜ヶ崎から求人雑誌に移行した。釜ヶ崎の日雇労働者には中高齢の労働者が多いが、より若年の労働者を求めて業者が求人雑誌に求人を掲載するようになったと考えられる⁸⁾。

野宿が長期間に及んだ労働者は釜ヶ崎から移動し、公園や河川敷などで暮らすようになった。釜ヶ崎とその周辺部にしか居なかったホームレスが、90年代の末には大阪市内全域に渡って存在するようになったのである⁹⁾。このように、釜ヶ崎の日雇労働者は生産過程の合理化によって就労の過程から排除され、抜け出す見込みのない長期間の野宿に陥ったのである。失業の受け皿（あるいは雇用のセーフティーネット）の役割を果たしていた釜ヶ崎はその機能を十分に果たせなくなり、ホームレスを排出する給源になったのである。

3. 新たなホームレスの析出

00年代後半、従来のホームレスとは属性の異なる若年ホームレスが確認されるようになる。まず、釜ヶ崎のホームレス支援団体への相談者の属性に変化が見られる。相談者は高齢の元日雇労働者であったが、00年代の後半から日雇労働に就いた経験のない者も加わる [釜ヶ崎支援機構ほか2008:i]。つぎにテレビのドキュメンタリー番組によって、ネットカフェ難民と呼ばれた者の存在が確認される¹⁰⁾。後述するように、その実態調査は派遣やアルバイトの労働者が住まいなく、ネットカフェや公園などの施設で寝泊まりを繰り返していることを明らかにした [釜ヶ崎支援機構ほか2008]。そして08年のリーマン・ショックを契機に生じた、大量の雇止め・派遣切りが多数の

非正規労働者を野宿に追い込んだ。当時のマス・メディアは、社宅や寮で寝泊まりしていた派遣労働者や期間労働者が仕事と同時に住まいを失い、野宿を強いられたと報道した。

これらの新たな貧困はパート・アルバイト、派遣などの非正規雇用の増加によるものであると、一般的には考えられている¹¹⁾。確かに、非正規労働者は正規労働者の数が停滞、もしくは減少する過程で増加を続けてきた。84年に15.3%であった雇用者に占める非正規労働者の割合は、03年には3割を超え、12年に至っては35%を上回っている¹²⁾。

しかし、若年ホームレスが存在するようになった要因は非正規雇用の増加だけに求めるわけにはいかない。というのも、寄せ場以外の労働者が野宿を余儀なくされることは従来なかったと考えられ、非正規雇用が増加しただけではなぜ新たにホームレスが析出されるようになったのか、その説明にはならないからである。たとえば、雇止め・派遣切り問題で派遣労働者とともに野宿を余儀なくされたと取り上げられた期間労働者は、60年代にはすでに制度化されていた¹³⁾。しかし、野宿の直前に期間労働に従事していたというホームレスの事例はこれまでなかった。したがって、若年ホームレスは雇用のあり様に、何かしらの変化があったために析出されるようになったと考えられるのである。

ネットカフェ難民などへの聞き取り調査の事例を用いて確認すると、若年ホームレスの雇用のあり様はつぎのとおりである。たとえば、日雇派遣に登録する30代前半の男性の場合、就労は週2、3日、日給は6,300円から6,500円の間である。労働現場までの交通費は自費である。したがって、就労した日であっても2、3,000円しか手許には残らない〔釜ヶ崎支援機構ほか2008: 85-187〕。50代前半の男性の場合、雇用の名称は「契約社員」であるが、実質的には日雇である。仕事は前日の18時に電話で就労先に連絡し翌日の就労が可能かどうかを確認するが、当日になってキャンセルされることもある。賃金は1日6,000円、半日なら3,000円、残業や夜勤があると7,500円である。給与は月払いで多いときでも12万円、少ないときなら5、6万円しかない。交通費は支給されるが、年金、健康保険、雇用保険はない。普段はネットカフェに寝泊まりし、所持金の少ないときは野宿していると言う〔釜ヶ崎支援機構ほか2008: 212-214〕。

住み込みの仕事を転々とするという事例も多く見られる。40代前半の男性は、チラシ配布の住み込みの仕事に就いていた。日給は7,500円。社長は1ヶ月以上勤められると困ると言い、実際ある一定の期間を超えるといい顔をしなかった。そこで2ヶ月ぐらいで退職した。2週間ほどネットカフェ

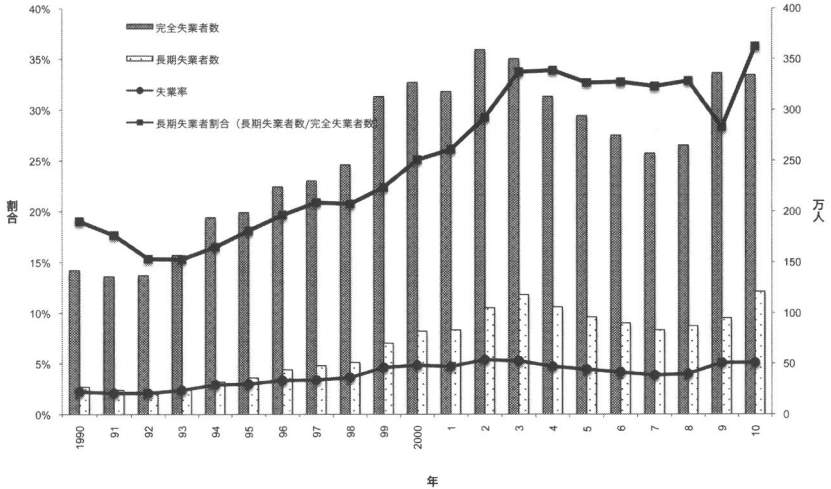
で過ごしたが、所持金を使い果たす。それから再び同じ会社に勤めたものの1ヶ月で退職、それ以降は公園で過ごしたと言う〔釜ヶ崎支援機構ほか2008：284-286〕。30代後半の男性は住み込みの派遣で全国を転々としていた。給与からは寮費やふとん代などが引かれ、手取りは月7万8千円ぐらいしかない。仕事に就いても支払いは1ヶ月先である。それでは生活できないので雇用先から前借りする。しかし、それでも足りないので前借りを重ね、返済できなくなってしまい退寮する。そこで食事を我慢しながらベンチの上で野宿するが、それでは生きていけなくなるのでコンビニエンス・ストアに行き、フリーペーパーを見て派遣業者の寮に入る。その繰り返しだと言う〔釜ヶ崎支援機構ほか2008：222-226〕。

若年ホームレスは就労先を転々と流動する。そしてその過程で就労先の寮や宿泊施設に寝泊まりしたり公園で野宿したりするのである。就労の不安定さが流動を余儀なくさせ、そしてその過程で野宿する。かつての雇用は非正規であっても安定的だった。それが不安定化した。雇用の不安定化や流動化が労働者を新たにホームレス化させたのだと推察できる。

雇用の不安定化と流動化は統計データからも窺うことができる。まず失業が全体的に増えている。図1をみると、完全失業者数は02年まで増え続けていることが分かる。失業率は90年には2.2%と低水準だったが、90年代後半頃から上昇を続け、10年には5.1%に達する¹⁴⁾。失業はかつて極めて稀な出来事であったが、そうではなくなりつつあるのである。つぎに02年から10年にかけて転職のあり様に変化が見られる。10年になると、パート・アルバイト、派遣といった非正規雇用からの転職が多くなる。具体的には、現在何らかの仕事に就いている者の内、直近3年の間に離職した者の総数は02年816万人、10年794万人と22万人減っているが、前職がパート・アルバイト、もしくは派遣だった者に限定すると、その数は02年318万人(3年の間に離職した総数に占める割合39.0%)、10年347万人(同43.7%)と増えている。特にパート・アルバイトの増加が18万人であったのに対して、派遣のそれは55万人と派遣の増加が大きい¹⁵⁾。統計データは非正規雇用への就労が不安定化し、就労と失業を繰り返しながら流動する労働者の増加を示唆している。

さらに、失業に関するデータから雇用の変容を窺うことができる。すなわち失業が長期化し、就労の見込みを失った労働者が増加している。実数を見ると、失業が1年以上に及ぶ長期失業者数は90年27万人である。それが90年代半ば頃から徐々に増え、03年には118万人に達し、その後は80万人から120万人の間を推移している。失業者の内に占める長期失業者の割合を見る

図1 長期失業者数の推移



出典：～2001年 厚生労働省「労働力調査特別調査」
2002年～ 厚生労働省「労働力調査」

と、90年代半ば頃から上昇を続け、03年に3割を超え、10年には36.2%に達していることが分かる¹⁶⁾(図1参照)。失業後、求職活動してもその成果が得られない者が増えており、就労する機会を喪失した労働者が増加していると考えられるのである。

雇用の不安定化と流動化、そして就労の見込みのない労働者の増加は(若年)ホームレスを生み出す要因となる。特に、長期間の就労からの排除は家族など他者からの扶養がない限り、たとえ資産があってもいずれは野宿を余儀なくされるか、生活保護を受けるかしかない状態に労働者を陥れるのである。

これはつぎのような社会的な変動を要因としていると考えられる。第一に、企業が生産性を重視し、労働強化を行ったり新たな生産方式を導入したりしている。その過程で、新たな労働に適応できない労働者が労働の場から排除されている。たとえば、2005年にNHKが放映したドキュメンタリー番組「NHKスペシャル フリーター漂流」では、派遣業者は労働者を採用する際に繰り返し作業の能力を測るテストを行っていた。第二に、失業の受け皿がなくなりつつある。家族関係の変化なども要因として挙げられるが、失業の受け皿として寄せ場が機能しなくなったことがここではより重要である。生産過程の合理化が労働者を新たにホームレス化させたと考えられる。

4. ホームレス対策と生活保護

釜ヶ崎が失業の受け皿として機能していた時期、野宿に陥っただけでは生活保護は受給できなかった。そして90年代にホームレスが増加した際も生活保護はほとんど機能しなかった。それではホームレス問題の顕在化に対して、社会政策はどのように反応したのであろうか。

雇止め・派遣切り問題が起こるまでのホームレス対策は自立支援を中心に展開されていた。大阪市は00年、自立支援事業を開始した。この事業は自立支援センターを設置し、公園や路上で生活するホームレスが施設に3ヶ月から6ヶ月の期間、入所して就労自立を目指すという事業である。入所者は食事などの提供を受け、ハローワークを通して就職先を見つけた上で、住まいを決めて就労自立していくと想定されている¹⁷⁾。

ホームレスは、住所がないため求職結果を受け取る連絡先を有していない。施設への入所は単に住まいと食事の提供だけでなく、採用か不採用かの通知を受け取るための連絡先の獲得に繋がる。したがって、自立支援事業は就労可能な入所者にとっては就労の機会を拡大させるのである。

しかし自立支援センターの業務報告を見ると、事業を通して就労自立した者の数はそれほど多くない。大阪市内5ヶ所にある自立支援センターの08年末までの入退所状況によると、就労自立は延べ入所者数5,437人の内の34.8%である。さらに、ここでの就労(自立)にはパートやアルバイトなどといった非正規雇用も含まれると考えられる。就労自立した退所者がその後、解雇されたり仕事に適応できなかつたりしてホームレスに戻っている可能性も否定できない。

また、就労自立ができなかったとしても入所中はホームレス状態を回避できるという潜在的な機能も認められるが、自立支援センターへの入所を拒否し、野宿生活の継続を選択する者も少なくなかった。就労の見込みのない者にとってみれば、施設への一時的な入所は野宿生活の拠点を失うかもしれないリスクを抱えるからである。

就労の機会を失っているホームレスの存在に鑑みれば、自立支援のみによる対応策は充分ではなかったと考えられる。08年に開始されたネットカフェ難民への対応策も就労自立を軸に据えられている。

5. 生活保護による包摂

自立支援事業には包摂され得ないホームレスが存在し、ホームレス対策としては限界があった。そうした中、生活保護制度に変更が加えられていく。03年7月31日、厚生労働省はホームレスに対する生活保護の適用について

2つの通知を出した。一つは「ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないことに留意し、生活保護を適正に実施する」との通知(社援保発第0731001号、平成15年7月31日)であり、もう一つは「保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められた者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」、一定範囲内でその額を支給してもよいとする通知(社援保発第0731007号、平成15年7月31日)である。そして通知が出されたとき、大阪市役所前では釜ヶ崎の労働組合団体(釜ヶ崎反失業闘争連絡会)がさらなるホームレス対策を求めて野営闘争を行っていた[松繁2008:52-56]。

これらを受け、大阪市では生活保護の適用範囲が広げられる。具体的には、60歳以上であれば敷金を支給した上で生活保護が適用されるようになり、60歳に満たない場合であっても、ハローワークで求職活動を繰り返すことによって、保護する窓口も出来た[松繁2008:60]。さらに、釜ヶ崎の日雇労働者を対象とした生活・福祉相談の窓口である大阪市立更生相談所(以下、市更相)は03年10月、敷金支給(窓口敷金)を始めるのである。

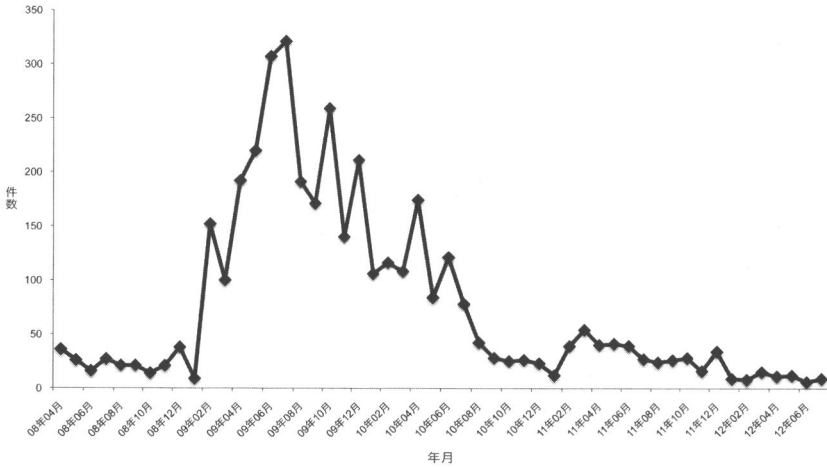
居宅保護へのルートは拡大された。しかし、生活保護を受けて居宅を得た者は多くなかったかもしれない。基本的には、若年者は自立支援センター、高齢者は生活保護という対応がなされていたからである。

生活保護によるホームレスの包摂が加速したのは、09年になってからである。その契機は08年の雇い止め・派遣切り問題への対応策として、行政機関が生活保護を用いたことに求められる。そして厚生労働省は09年3月18日、「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」(社援保発第0318001号、平成21年3月18日)という通知を出し、現在地保護の徹底や適切な審査の実施を要請したのである。

これを受けて釜ヶ崎では生活保護への申請が急増、多数のホームレスが生活保護を受給するに至ったのである。たとえば、市更相の居宅保護(窓口敷金)の決定件数は図2のように推移している。すなわち、09年1月までは1ヶ月20、30件で推移していたが、09年2月から10年7月までは70件から300件と極めて高い水準に上昇する。しかし、それ以降は09年1月までの水準に戻るのである。

多数のホームレスが生活保護に移行した結果、釜ヶ崎地区内のホームレスは減少した。釜ヶ崎では野宿に陥った日雇労働者向けに「あいりん臨時夜間緊急避難所」(以下、シェルター)が運営されているが¹⁸⁾、シェルターの利用者数は生活保護の受給者数の増加に呼応して推移している。1日平均のその

図2 窓口敷金の推移



出典：大阪市立更生相談所資料

数は08年度777.8人、09年度564.9人、10年度403.7人、11年度417.5人である。08年度から10年度にかけて400人弱も減少しているが、10年度から11年度にかけては居宅保護の決定件数と同様、同水準で推移している。

失業の受け皿の綻びは生活保護によって（ある程度は）埋められ¹⁹⁾、それまで放置されていたホームレス（の一部）は生活保護に移行したのである。生活保護の全国的な増加も釜ヶ崎における増加と同様に、就労の機会を喪失することによって生活の途を失くした者が保護された結果であると考えられる。

6. 受給者の生活と意識

就労の機会を失い、路上に放置されてきたホームレスは居宅で生活する機会を得た。そこでは生活と医療が保障される一方で、生活保護制度の枠内で生活しなければならないだけでなく、社会から差別的な眼差しも受ける。それでは受給者はどのような生活を送り、どのような意識を持っているのか、生活保護を受給する元ホームレスへの聞き取り調査のデータを用いて考察する²⁰⁾。

受給者の生活と意識のあり様はつぎのとおりである。まず、受給者は社会に対して負い目や引け目、恥の意識を抱く。60代後半の男性は、聞き取り調査の過程で友人と1ヶ月に1度、焼肉を食べに行くと述べたが、調査者が何も尋ねていないにもかかわらず、自ら続けて「(外食しても)税金で食べ

させてもらっているんで、一般市民みたいにわあわあ言ったりしない」と繰り返した[大阪市立大学文学部社会学教室2009:134]。質問を待たないで発せられたこの言葉から実際に騒いでいるのかどうかはともかく、彼は生活保護を受けていない調査者に対して「飲み食いして騒いでいる」印象を与えにくくはなかったと考えられる。

また、50代前半の男性は生活保護を受けてから自殺しようかと考えるようになったと述べている。生活保護を受けてからは他者の目が気になるので外出しなくなった。そこで部屋で何もせずに居ると「生活保護を受けていてええんかな、人に迷惑かけているし、生きとってええんかな」と考え込んでしまうようになったと言うのである。彼は視力が悪く自動車の運転もままならない状態にあるが、できれば就労自立したいと考えている。しかし応募した70社はすべて不採用だった²¹⁾[釜ヶ崎支援機構2011a:193]。生活保護という状態から脱する唯一の「出口」は就労(自立)である。ところがその門戸は彼には開かれていないのである。

受給者が自殺を考え、何とかして生活保護から抜け出したいと就労自立に挑んだり、調査者に対して印象操作したりするのは負い目や引け目、恥の意識を抱いているためだと考えられる²²⁾。

つぎに、受給者はケースワーカーなど担当者からの指導に不安や怖れを感じる。稼働年齢層に当たる受給者は就労指導の対象となるが、30代後半の男性はつぎのように就労指導されていた²³⁾。彼は担当者から正社員の労働時間と同じように8時から17時まで仕事を探せと言われ、ハローワークで求職した証として、週に1度は面接にまで至り、ハローワークで検索した求人票や照会した用紙を毎月提出するように求められる。そして、求職の件数が少なければ「もっと探さない」、「もっと探さないと保護を切るぞ」と言われるのである。しかし、週2、3回はハローワークに行っても、同じ求人票しか見当たらなかった[大阪市立大学文学部社会学教室2012:146]。

就労指導の厳しさは担当者によって違うようであるが、厳しさがどの程度であれ指導は不安や怖れを喚起する。指導に従わなければ、生活保護が打ち切られるかもしれないと考えるからである。この男性は求職活動して成果が得られないだけでも、生活保護が打ち切られるのではないかと不安を覚えると言う²⁴⁾。

生活保護の停止・廃止に怖れを抱く受給者は、場合によっては担当者の指導を超えて、生活保護制度の理念に過剰に同調する。60代前半の男性(以下、Aさん)は就労指導の対象かどうかは不明であるが、ケースワーカーの指導を超えて働こうとする。彼はうつ病の兆候と高血圧のため「就労不能」の診

断を医師から受けていたが、体調が安定してきたので自ら頼んで「軽作業可」の診断を下してもらったと言う。ケースワーカーは「(これまで) 就労不能だったので、高齢だし、力を使う仕事は差し控えて、焦らずに」と就労は求めている。にもかかわらず、Aさんは「軽作業可」の診断が出ている限りは働かなければならないと主張する。しかし現実には仕事がなく、将来が不安で夜も眠れないと言うのである²⁵⁾ [釜ヶ崎支援機構2011a: 261-262]。

生活保護が打ち切られることへの不安や怖れはさらに規範から外れた行為も抑制する。ある支援者はつぎのように述べる。釜ヶ崎の受給者の間には、パチンコする者を見つけ出すために役人や支援者がパチンコ店を見回っているという噂が広まっており、パチンコ店に行くことを控えている受給者も少なくない。生活保護を維持したい受給者は生活保護が停止・廃止されないように、制度や規範の枠内に留まることに注意を払うのである。

そして、受給者は居宅で何も無い「空白」の日常生活を送る。仕事もなく趣味もなく、家族もなく友人もほとんどいない、買い物と食事を繰り返すだけである²⁶⁾。趣味として窺えるのは野球やドラマの視聴、パチンコぐらいである。それも一部であり趣味もなく「テレビも面白くない」という者も少なくない。

こうした生活を規定するひとつの要因に生活費が限られていることがある。具体的に、どれくらいの生活費が支給されているのかを見ると、生活費は毎月、およそ8万円支給される。1ヶ月を30日として計算すると1日当りの額は2,600円になる。ここから家賃を除く食費や被服費、電気代などすべての生活費用を賄わなければならないが、食費でそのほとんどは費やされてしまい、余分に使うことのできるお金はわずかしかない。1ヶ月で保護費を使い果たさない者もいるが、それは欲求を抑えた計画的な支出の基で実現している。受給者に「要望はないですか」と尋ねると「要望を言える立場にない」「欲を言えばキリがない」と言う者もいるが、「保護費はカツカツ」「保護費を増やして欲しい」と言う者も珍しくはないのである。

60代前半の男性(以下、Bさん)はつぎのように生活費を使用している。生活費は水道、ガス、電気、インターネットなどの代金を支払うと、3万円ぐらいしか残らない。仕事に就くことを希望しているので、そこから交通費など求職活動の費用を捻出しないといけない。そこで食費は1日およそ1,000円で生活している。インスタントの乾麺に卵とネギを入れて1食120円ぐらいに抑え、梅酒880円を1日1杯だけ飲んでいと言う。「昔は(酒を)めっちゃ飲んでた。タバコは汽車ポッポー(1日中吸って煙をふかしている様子)」だったが、今は我慢している。そのほか、コインランドリーの代金

が乾燥と合わせて400円掛かるので、2、3週間に1回に纏めて洗濯していると言う[大阪市立大学文学部社会学教室2009：100]。

支給されてすぐに保護費を使い尽くしてしまう受給者がいることも確かであるが、それはそれまでの生活と無関係ではない。日雇で日々賃金を得ている労働者の場合、何週間にも渡ってお金を計画的に支出する必要はない。日毎に収入があれば、お金を受け取った日にすべてを使い尽くしても生活できるからである。しかし保護費は1ヶ月に1度しか支給されない。1ヶ月に渡り計画的に使用していくことが強いられるのである。つぎの支給日まで何日も残して保護費を使い尽くしてしまえば、飲まず食わずの日々を過ごさないといけないのである。30代前半の男性はパチンコで保護費を使い果たし、食事もままならない状態に陥ったことがあった。つぎの支給日まで2週間あったが、手許には3,000円しか残っていなかった。このとき1日150円で2週間、しょうゆや塩で味付けした白飯だけを食べて過ごしたのである。この経験を通して、現在では計画的に支出するようにしていると言う²⁷⁾ [大阪市立大学文学部社会学教室2008：134]。

生活保護での生活は友人関係も制限する。受給者は働く労働者と支出のあり方が違うので友人関係を保てないし、また労働者でない者からは貸与を求められる可能性があるため関係を維持できないのである。したがって受給者が実際に関係を保っている友人はいないか、親しい者に限定されている。Bさんはつぎのように述べる。「生活保護を受けてから路上で苦労している人らにお金を貸したりしてはいけないと言われた。友人は作らないことにしている。寂しいけど、貧乏なのにお金の貸し借りは良くないから」[大阪市立大学文学部社会学教室、2009：100-101]。

仕事もなく趣味も友人関係も限定される受給者がすることはほとんどなく、自宅に籠もりがちになる。Aさんはつぎのように述べる。「お金がなくて外出しても面白くない。繁華街に行ってもどこに行ってもお金があれば面白いが、お金がなければ何も面白くない。お金がないので公園などに行くだけ。(しかし公園に行っても面白くないので) 結局、家に居ることが多くなってしまう」[釜ヶ崎支援機構2011a: 263]。60代前半の男性(以下、Cさん)は、調査者に「今の生活も大変なんだよ。お迎えが来るのをじーっと待ってないといかん。働けと言うたって仕事ないし」と述べている²⁸⁾。そしてBさんにとっての懸念は孤立死である。「自分が死んだ後、1週間ぐらい発見されないなどという事態になる可能性があるのでは、と思う」。

生活保護を受ける元ホームレスは最低限度の生活を送るのである。Cさんはつぎのように述べる。「今は何にもせんとじっとしといてくれっていう感

じやからね。道歩いてても邪魔になるから部屋でじっとしといてくれって。ま、早よ、死んでくれということや」。生活保護パッシングのような報道や担当者からの管理・指導、そして最低限度の生活が保障されるのみという自身を取り巻くその状況から、「生活保護受給者」は劣等的な、あるいは被差別的な地位・立場にあると判断していると推察される。

そこで生活保護の受給を拒否するホームレスも少なくない。Aさんもその一人であった。Aさんは野宿生活していた頃、55歳以上の日雇労働者を対象に実施されている特別清掃事業に登録していたが、200を超える高血圧が発覚して就労できなくなった。その際、特別清掃事業を運営している支援団体のスタッフから生活保護を勧められたが、当初は頑なに拒否していた。幾度も説得されて、初めて生活保護を申請することにしたのである。「仕事の方が良いと思っていたし、兄弟や子どもに生活保護を受けるような状態になっているのが分かるのが嫌だった」と言う〔釜ヶ崎支援機構2011a：256〕。

事実、釜ヶ崎には多くの者がシェルターで寝泊まりしている。12年8月のシェルター利用者数は1日平均400人弱に上る。10年9月に実施された調査によると、73.5%の利用者がシェルターを1ヶ月に30日、すなわち毎日利用していると回答している。生活保護を知らないのは利用者の7.9%に過ぎない〔釜ヶ崎支援機構2011b：39-40〕。したがって、簡易宿泊所を利用できない状態が常態化しているにもかかわらず、生活保護を拒み、シェルターで寝泊まりを続けている者が利用者には多いと推測されるのである。生活保護を受けない理由としては「年が若い」26.5%、「働きたい」25.4%、「住民票がない」23.7%、「手続きが面倒」22.2%、「親族に連絡がいく」17.6%など（複数回答可の質問のため割合の総計は100%を超える）が挙げられている。仕事ないしは就労自立と関連すると思われる回答、すなわち「年が若い」、「働きたい」が上位に位置しているのである。

ホームレスが生活保護の受給を回避する途は就労しかない。受給者が最低限度の生活の中で「空白」を埋めるための手段も就労しかない。しかしその途は閉ざされている。生活保護はホームレスという極限の貧困状態から脱出させ、受給者の生活を保障する。しかしその一方で、労働者は自らの「(労働)力」で生活しているという「誇り」を引き渡し、「生活保護受給者」(もしくは社会の「お荷物」)というスティグマと最低限度の生活を引き受けないといけないのである。

おわりに

Cさんはつぎのように述べる。「絶望感がある。この先、見通しが無い。

ただ時間が過ぎ去るだけ。みんな、諦めているんじゃないかな」。Cさんは就労指導の対象ではないが、働きたいと考えている。しかし企業は彼に対して就労の機会を与えることはない。そのため就労や将来については諦めているのである。

最初に挙げた新聞記事をもう一度見てみよう。記事に取り上げられた2人は、就労の見込みがほとんどない状態にあることが分かる。前者は数年間、後者は4年間就労していない。後者は100件近く仕事に応募して採用はともかく、面接にさえ至るのが10件ほどである²⁹⁾。そうした状況では就労意欲が低下するのは当然である。にもかかわらず、記事は受給者の就労意欲のなさを言い立てる。

今日の生活保護パッシングは、ホームレス問題の過程の上に捉えることができる。すなわち、ホームレス対策として生活保護の適用範囲を拡げ、受給者が増加したことへの批判だと把握できる。しかしながら、生活保護が増えている要因については問わずに、生活保護制度や受給者の就労意欲のなさ、あるいは生活スタイルを批判する。就労意欲が低下していたとしても、何もせずに生活を保障する生活保護制度に問題の本質があるとは言えない。

「生活保護受給者」という地位・立場、あるいは「空白」の毎日に苦しむ受給者には、むしろ少しでも働きたいと考えている者は少なくない。求職しても就労できない、あるいは雇用されたとしても企業が求めるノルマを果たすことができない、そういった判断から就労を諦めている者もいる。前述の支援者は支援に際して、相談者にとって現実的な選択へと方向付けていくことに注意を払うと言う。求職しても採用されない、あるいは周囲のペースに合わせることはできない状態にあるにもかかわらず、相談者は就労自立を強く希望する場合があるからである。就労意欲があっても就労の機会を喪失していれば、仕事に就くことはできない。だとすれば問題は就労の機会を奪う雇用情勢や就労の機会を提供できない社会(の制度や仕組み)にあるのではないだろうか。

今、議論すべきことは生活保護の厳格化や適正化ではない。就労から排除され、さらには家族による扶養からも排除され、生計を立てることができない新たな階級の形成・拡大に対して、どのような社会を、あるいはどのようなセーフティーネットを創造していくのか、それがわたしたちの議論すべきことではないだろうか。最低限度の生活の保障だけを求めていくのか、それともそれだけではなく誰もが就労できる途をも探っていくのか。生活保護の増加と、受給者自身の言葉に孕んでいる問題の本質を見過ぎてはならない。

注

- 1) 生活保護増加の報道は2010年頃からなされている。たとえば10年11月4日に、NHKは「生活保護受けた世帯 過去最多に」というニュースを報道している。大阪市に関しては生活保護増加のニュースは全国的な増加に関する報道よりも早い時期からなされている。
- 2) たとえば、『現代思想』vol.40 (2012.11) の「特集 生活保護のリアル」を参照。
- 3) 日雇労働に関して求人業者と求職者とは集まり、求人および求職活動が行われている地域のことである。日雇の雇用契約を取り交わした労働者はそこから各労働現場や飯場(=求人業者の寮)へと送られていく。そして雇用契約が満了すると寄せ場に戻り、また再びそこから就労する。寄せ場の日雇労働者はその生活においてこれを繰り返すのである。
- 4) 日雇と一口に言ってもその雇用形態はさまざまであるが、「現金」と呼ばれる文字通り一日限りの雇用形態の場合である[釜ヶ崎資料センター 1993: 70-82]。
- 5) 釜ヶ崎では求人のほとんどは建設労働であり、土工が多い。その中心は技術や技能をそれほど要しない労働である。即、生活の資が得られる釜ヶ崎は仕事なく困窮した労働者を惹きつけ、生活手段を提供してきたのである。ただしそのすべてが技術や技能を要しない労働ではない。技術や技能を持つ労働者も数多く存在する。
- 6) 釜ヶ崎の日雇労働者の多くは住居の代わりに簡易宿泊所(1泊1,000円ほど)で寝泊まりしている。ここで日雇の賃金で何日生活できるかシミュレーションしてみよう。計算を簡単にするために日給1万円、簡易宿泊所の代金1,000円、そして食費を1,000円として考えると、一度就労すれば5日間(就労した日も含む)生活できる。この日数は結構多いと感じるかもしれないが、土日はほとんど求人がないので、仮に金曜に就労して週明けの2日間就労できなければ金曜に稼いだ賃金は使い果たすことになる。ただしここでは生活費として食費(1,000円)しか計上していない。実際には被服費や娯楽費、仕事の道具代なども必要となる。そしてお金を使い果たす前には、食事を摂ることを優先して簡易宿泊所の利用を諦めると考えられるので、実際には5日間も宿泊しない。だとすれば不就労が数日続けば、野宿に至ると考えられるのである。
- 7) 90年代後半、野宿の形態に変化が見られただけでなく、量的にもその数は増えていた。釜ヶ崎の地区内で野宿する者の数は96年300人台半ばであったが、98年には800人を超えていたと言われている。
- 8) 詳細については大倉(2010)を参照されたい。
- 9) 大阪市立大学都市環境問題研究会の98年の調査では、大阪市内のホームレスは市内すべての区で確認され、その数は8,660人に上ると推計している[大阪市立大学年環境問題研究会2001: 8]。なお釜ヶ崎からある程度離れた公園や河川敷などで暮らすホームレスへの聞き取り調査によると、およそ6割が釜ヶ崎の元日雇労働者であった[大阪市立大学年環境問題研究会2001: 32]。
- 10) ネットカフェ難民とはネットカフェで寝泊まりを繰り返す事実上のホームレスを指す。

- 11) 07年11月7日付けの読売新聞は貧困対策の現状と課題についての記事でつぎのように記述している。「ワーキング・プア、ネットカフェ難民——。格差社会の広がりとともに、生活に困窮する貧困層が浮かび上がってきた」。
- 12) データの出典は厚生労働省「労働力調査」である。
- 13) 鎌田慧によれば「トヨタ自動車」で期間工の制度が実施されたのは1963年のことである〔鎌田1963：263〕。
- 14) データの出典は厚生労働省「労働力調査」である。
- 15) データの出典は厚生労働省「労働力調査」である。
- 16) データの出典は02年まで「労働力調査特別調査」、03年以降は「労働力調査」である。
- 17) 開設当初は実施されていなかったが、現在では生活相談、健康指導、ハローワークと連携した職業相談、職業紹介などが実施されている。入所者の就労自立の意欲を高めるためのキャリア・カウンセリング事業、退所後の就労自立の継続を支援するためのアフターケア事業も行われている。なおそのほかのホームレス対策としてはホームレスが多数暮らしていた公園では仮設一時避難所が設置された。具体的には長居公園、西成公園、大阪城公園である。これらの施設は「公園の適正化」を目的に建てられたものであるが、仮設一時避難所の入所者も自立支援事業と同様、就職し、住まいを得て就労自立することが期待されていた。ちなみに、これら3ヶ所の仮設一時避難所はその役割（＝「公園の適正化」）を終えたとして、いずれも閉所されている。公園の仮設一時避難所への入所者の多くは生活保護を受けたと言われている。
- 18) シェルター事業は労働組合の要求から始まった西成労働福祉センターの夜間開放を前身とし、野宿を余儀なくされている労働者に宿泊場所を提供する日雇労働者の野宿対策事業である。利用者の多数は日雇に就くことの困難な労働者である。たとえば、10年にNPO釜ヶ崎支援機構によって実施されたシェルター利用者調査の結果によると、ここ1ヶ月の間に収入のない利用者は17.4%であり、収入がある利用者も廃品回収や特別清掃事業によるもので、日雇やパート・アルバイトなどで雇用されている者は収入のある者の内の12.1%である〔釜ヶ崎支援機構2011b：39-40〕。
- 19) 釜ヶ崎で就労の機会を得ることが難しくなっても、釜ヶ崎は依然として労働者が失業した際の移動先の一つになっているということには留意しておかなければならない。11年に市更相を訪れた697人の新規相談者に調査したところ、56.7%は釜ヶ崎に来て一年未満であったのである（msn産経ニュース、2011年6月25日）。したがって釜ヶ崎の生活保護の増加は、各地で生み出される失業とも無関係ではないと考えられる。
- 20) 今日の生活保護に関する報道では、稼働年齢層の増加について若年者や働き盛りの世代が増えているように語られる。しかし稼働年齢層と一口に言っても、その実態は50代後半から60代前半の世代が多いのである。また生活保護でもっとも増えているのは60代後半以上の高齢者世帯であることも忘れてはならない〔岩田2012：56-58〕。ここで取り上げる事例も50代、60代の事例が中心である。

- 21) 倉庫内作業に応募していたが、それは「倉庫内作業など体を動かすような仕事が向いている」との適性検査の結果を踏まえてのことである[釜ヶ崎支援機構2011a:193]。
- 22) 病氣や怪我をして生活保護を受けた者はその受給を仕方ないと受け容れていることが比較的多く、そうでない場合、抵抗感を感じていることが多い。
- 23) 08年度から大阪市では、受給者に対して就労指導などの就労支援事業を行っている。具体的には、被保護者等就労支援事業、被保護者就職サポート事業、キャリアカウンセラー派遣事業、総合就職サポート事業、被保護者自立意欲喚起事業である。そして11年4月からは就労支援の委託化により就労支援員が増員され、就労指導はより厳しくなっている。ある区では生活保護の申請時に面接の担当者から就労支援員を紹介され、携帯電話など連絡先もなければ所持金もないにもかかわらず、毎日ハローワークに行った上で、週3回の面接にまで至らないと「稼働能力の活用」を認めず、生活保護の申請を却下されるようになっている[釜ヶ崎支援機構2011a:56]。
- 24) 採用され就労自立したとしても不安である。なぜならその雇用が安定的であるとは考えにくく、いつまた雇用先を失って困窮状態に陥るか分からないからである。上記の男性は今後の生活について就労自立したいと言うが、その心情は複雑なようである。役所は「フルで働いて生活保護を切れ」と言うてくる。しかし、夏は体調を崩しやすく、生活保護を受けている方が病院に無料で行けるので安心だと述べている[大阪市立大学文学部社会学教室2012:146]。
- 25) 聞き取り調査の時点でAさんは期間限定の就労事業に参加しており、厳密には事業が終わった後のことを考えると不安で眠れないと述べている。
- 26) 元ホームレスには役所が生涯学習として開講する教室に複数通い、忙しい日々を暮らす者もいないわけではない[大阪市立大学文学部社会学教室2009:127]。しかし、そのような者は極めて稀である。
- 27) この受給者はうつ病を抱えており、三級の精神保健福祉手帳を所持している。周囲に多数の人がいると、それらの視線に気が散る。パチンコをしているときだけは、周囲の目を気にせず集中できる。ただ、薬を飲むようになるまではパチンコをしているときでさえも周りの目は気になっていたと言う。彼にとってパチンコは唯一の楽しみである。しかし、上記の経験から月の初めにはパチンコ店には行かないようにしている。「お金を使い切っても大丈夫なように保護費の日にパチンコ屋には行かない」、保護費が支給される残りの日数を考慮して、支給日から10日を過ぎた辺りからパチンコ店に出掛けるようにしているのである[大阪市立大学文学部社会学教室2008:134]。また、金銭管理の「サービス」を受けている受給者も少なくない。その目的は生活保護費による生活を維持していくことに他ならない。
- 28) 彼は以前、パチンコ店によく出掛けていたが、生活保護開始後はお金がないためにパチンコする気持ちが失せたと言う。「5,000円でもぼろっと負けてみな。あつという間に(保護費)なくなる。「役所にお金を増やしてくれって言わないとあかんわ。そんなん言ったらあほかって言われて、(生活保護を)切られてしまうわ」。

29) 採用が決まった際に「1日7時間の労働が『厳しすぎる』『まじめに働いても、月10万円ちょっとでは……』と辞退したが、これだけでは理由は不明瞭である。労働の内容が厳しかったのかもしれないし、休みがほとんどなかったのかもしれない。あるいは給料が少ないために就労自立できないと考えてのことなのかもしれない。4年間の仕事のブランクが企業におけるノルマのある7時間の労働に怖れを抱くようになってきているのかもしれない。いずれにせよ「プロになるまで生活保護のお世話になろうかな」という発言は、生活保護から抜け出したいという思いを抱えていることの表出ではないだろうか。

参考文献

- 岩田正美 2012.9, 「生活保護を縮小すれば、本当にそれで済むのか？」『現代思想』 vol.40-11 青土社, 54-68頁。
- 釜ヶ崎支援機構 2011a, 『ホームレスに対する、社会的就労を通じた就労意欲の向上と社会生活の安定に関する調査研究事業報告書』(平成22年度 セーフティネット支援対策事業費補助金社会福祉推進事業)。
- 釜ヶ崎支援機構 2011b, 『あたらしい社会保障をめざしてー釜ヶ崎支援機構の取り組み』。
- 釜ヶ崎支援機構・大阪市立大学大学院創造都市研究科 2008, 『「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」報告書』。
- 釜ヶ崎資料センター 1993, 『釜ヶ崎 歴史と現在』 三一書房。
- 鎌田慧 1963, 『自動車絶望工場』 講談社文庫。
- 松繁逸夫 2008, 「職も寝場所ももういらないー基本所得保障を」『Shelter-less』 35号 48-61頁。
- 大阪市立大学都市環境問題研究会 2001, 『野宿生活者(ホームレス)に関する総合的調査研究報告書』。
- 大阪市立大学文学部社会学教室 2009, 『生活保護受給者の生活と支援の現状』(2008年度「社会学実習b」報告書)。
- 大阪市立大学文学部社会学教室 2012, 『生活保護の現実ー就労自立への圧力に葛藤する人々』(2011年度「社会学実習b」報告書)。
- 大倉祐二 2010, 「放置された不安定就労とホームレス問題」青木秀男編著『ホームレス・スタディーズ』 ミネルヴァ書房。
- 島和博 1999, 『現代日本の野宿生活者』 学文社。

(おおくら・ゆうじ 松山大学)